

				委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号			
1 種	永年	8 7			
教育民生常任委員会記録					
日時	令和元年9月19日(木)	開会 閉会	午前 9時56分 午前 11時46分	会場	第1委員会室
出席者	委員長 佐々木 學 副委員長 高橋 立一 委員 西山 慶 委員 柿谷 悟 委員 高橋 祐平 委員 宮田 志野 委員 豊島美代子 委員 大崎 宏明				
市側出席者	副市長(横畠 浩治) 教育長(細木 忠憲) 学校教育課長(北川 洋子) 生涯学習課長(西田 功) 海洋スポーツパーク構想推進監(高橋 孝典) 子ども・子育て支援課長(中山 明) 福祉事務所長(井上 幸一) 長寿介護課長(吉本加津代) 健康推進課長(森光 澄夫) 環境保全課長(嶋崎 貴寿) 市民課長(馬場 砂織) 総務課長(梅原健一郎) 【事務局】局長:小野 昌司 主監 濱田 尚己				
欠席者			記録者	濱田 尚己	
議 題					
(1) 市議案について					
市議案第18号 平成30年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について					
認 定					
市議案第19号 平成30年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について					
認 定					
市議案第20号 平成30年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について					
認 定					
市議案第24号 平成30年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について					
認 定					
市議案第27号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について					
原案可決					

市議案第 30 号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第 32 号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について《分割》

原案可決

市議案第 35 号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

原案可決

（2）請願について

請 願 第 1 号 教職員の長時間過密労働解消のため、1 年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願

採 択

（3）その他について

教育民生委員会記録《令和元年 9 月 1 9 日》

○午前 9 時 5 6 分 開会

~~~~~

○佐々木委員長＝ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手によりまして委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第 1 8 号 平成 3 0 年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について

○佐々木委員長＝まず、市議案第 1 8 号平成 3 0 年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○北川学校教育課長＝おはようございます。議案書 4 ページ、市議案第 1 8 号平成 3 0 年度須崎市スクールバス特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

本議案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付しての決算の認定をお願いするものでございます。

決算書の 1 9 3 ページをお開きください。

歳入歳出の決算額はともに、6 7 6 万 2, 9 4 1 円でございます。差引残額は 0 円でございます。

2 0 0 ページから 2 0 3 ページの歳出をごらんください。

支出済額は 6 7 6 万 2, 9 4 1 円で、バス運行委託料 6 4 8 万円のほか、車両の修繕費等として需用費が 1 1 万 4, 5 6 4 円、車検手数料等として役務費 8 万 3, 3 0 0 円、バス駐車場の借り上げ料 6 万円、重量税 2 万 4, 6 0 0 円、平成 2 9 年度に購入したバスの起債利子 4 7 7 円でございます。

次に 1 9 8、1 9 9 ページの歳入をお開きください。

使用料は 7 8 万 4, 7 5 0 円で、不足となる 5 9 7 万 8, 1 9 1 円を一般会計から繰入しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝はい、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

豊島さん。

- 豊島委員＝２０１ページでの、使用料で、不用額が１４万１，０００円になっておりますけれども、これは理由は何でしょう。
- 佐々木委員長＝学校教育課長。
- 北川学校教育課長＝１４万１，０００円の予算の内訳としましては、使用料として、高知県交通の宇佐の営業所の使用料が６万円と、須崎駐車場のほうで駐車場を１４万１，０００円計上しておりましたが、それが須崎駐車場にしておりましたところから、使用のお断りがありまして、現在、文化会館のほうに置いております。そのため、使用料が不要となったものでございます。以上です。
- 佐々木委員長＝豊島さん。
- 豊島委員＝そしたら、今後も、今現在も、ここを借りるということではなくて、もう文化会館に置くということになっているんでしょうか。
- 佐々木委員長＝学校教育課長。
- 北川学校教育課長＝現在は、文化会館のほうに置いておりますが、またいい土地がありましたら、それを見つけるようにはしております。
- 佐々木委員長＝ほかにありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 佐々木委員長＝ないので、採決をいたします。
- 本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 佐々木委員長＝御異議なしと認めます。
- よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第１９号 平成３０年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 佐々木委員長＝続きまして、市議案第１９号平成３０年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 執行部の説明を求めます。
- 市民課長。
- 馬場市民課長＝市議案第１９号平成３０年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。
- 別冊歳入歳出決算書の２０５ページでございます。
- 平成３０年度須崎市国民健康保険特別会計の歳入の決算額は３０億７，３８５万８，９４４円、歳出決算額は３０億６，０６６万１，２２１円となっております。

差引残額、1, 319万7, 723円は、全額翌年度への繰越金としております。

それでは決算の詳細につきまして、主要施策の実績報告書により説明させていただきます。特別会計、26ページ(4)国民健康保険事業会計でございます。平成30年度末の国保加入世帯が4, 010世帯で、昨年度より130世帯の減少、また被保険者数は、6, 393人で、昨年度から273人減少でございます。

主な経費につきまして、支出から御説明いたします。

総務費につきましては、職員の人件費や、事務費など総務管理費、国保税を収納するための徴税費、運営協議会費として5, 159万9, 000円を支出しております。保険給付費は20億8, 504万3, 000円で、前年度より1, 560万1, 000円の減額であります。平成30年度からの制度改正により、県に支払うこととなりました国民健康保険事業費納付金が、8億302万6, 000円となっております。かわりに前年度まで支出しておりました、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付費納付金は、県からの支出に変わりましたので、市からの支出はありません。共同事業拠出金につきましても、主には県からの支払いに変更になりましたが、一部、退職者医療共同事業負担金の1, 000円を支出しております。保険事業費につきましては、健康推進課で実施しております特定健診や特定保健指導にかかる特定健康審査等事業費及び市民課分の医療費通知や高額療養費貸付事業など保険事業費で3, 470万3, 000円を支出しております。諸支出金6, 548万1, 000円の内訳といたしましては、国保税還付金として、170万5, 000円を、また、国、県の負担金・補助金等の実績による、精算に伴う返還金として、6, 377万6, 000円を支出しております。以上、歳出合計は30億6, 066万1, 000円で、前年度と比較して7億1, 003万3, 000円の減となっております。

続きまして収入の状況でございます。国民健康保険税、収納額6億4, 080万8, 000円で、前年に比べ1, 665万円の減少でございます。収納率におきましては、現年度課税分が96. 27%と、前年度より0. 34%増となっております。過年度を含めた全体では、91. 77%となり、前年度比0. 70%の増であります。使用料及び手数料41万5, 000円は、国保税の督促手数料でございます。平成30年度からの制度改正により、県支出金が21億2, 473万1, 000円となり、前年度より19億6, 020万円の増です。内訳は保険給付費に充当される普通交付金が20億6, 784万7, 000円と、保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等交付金からなる特別交付金が5, 688万4, 000円です。平成29年度までありました、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は県の収入に変わりましたので、市への収入はありません。繰入金は一般会計からの繰入金で、2億9, 763万円となっています。諸収入1, 027万5, 000円は国保税延滞金、第3者納付金、返納金

などでございます。以上、歳入合計は30億7,385万9,000円で、対前年度比6億7,602万7,000円の減額となっております。

また、療養給付の内訳でございます。入院・入院外・歯科の合計件数が6万4,128件で、前年度より1,646件の減、日数では、12万5,963日で、前年度より9,812日の減となっており、1件当たりの日数は、前年度より0.1日減少し、2.0日となったものの、1日当たりの費用額は、1万4,980円と、前年度と比較して1,150円の増となっております。1件当たりの費用も、2万9,425円で、前年度と比較して876円の増です。特にこの中で、入院にかかる1日当たりの費用額は3万4,621円で、前年度と比較して、2,740円の増、1件当たりの費用は54万8,257円で、前年度と比較して、1万450円の増となっております。

高額療養費は5,026件と、前年度と比べて146件の減となっており、費用額については、2億5,496万3,965円で、前年度と比較して、709万2,702円の減となっております。

国保被保険者の推移を見てみますと、世帯数、被保険者数ともに、年々減少しておりますが、その中にあって、前期高齢者の割合は着実にふえてきている状況でございます。また、年間の1人当たりの保険給付費では、平成30年度が32万6,145円、前年度と比較して1万1,017円増加しています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝はい、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝事業費納付金ということで、新たに制度の改正があったということですが、このことによってですね、国保会計の安定的な見通しみたいなものが立てにくくなってきているのではないかなと思います。例えば、来年度の国保を計算するのに、県から事業費納付金が示されますよね、それなんかの時期、そういうものもあったり、金額も変わってきたりして、例えば香美市でしたかね、国保税が急に増額になったりして、一見、加入者にとっては大変な事態が待ってるわけですけども。そういうことなんかで、県との話ですね、県との話。例えば、ちょっとだけその資料を見せてもらったんですけども、高知県がですね、こういった形で激変緩和措置をしているかと、そんなことによって、これは須崎市に限らない、県民ということになってまいりますけれども、十二分に加入者の軽減ということに当ててるような、そういうやり方をしてるかどうかということをして市町村と県とがやりとりをいろいろしながらやってるのか、もう何となく県からこういった金額が示されたから、それを受けて軽減を決めているだけっていうのが、感じとしては受け取っているところですけども。本当に県に対してですね、市町村の立場みたいなのを、今の県の

運営の話なんですけども、ちゃんとそういうことを、内訳なんかも見ながらですね、もっともっともやっていって、このあたりをお聞きをしたいところなんですけども。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝確かに、委員のおっしゃるとおり、事業費納付金については、県から、ことしでしたら11月の末ごろ示されるまで、確かにわからない状況のようです。見通しということですけど、県のほうも、制度が始まって1年半くらいで、なかなか医療費の金額などにつきましても、見通しがはっきり立たないという状況を聞いておりまして、金額がなかなか早く示されないことも聞いておりました。県との、そういう県に意見を言っていくというような、市町村から意見を言っていくというようなことなんですけど、幹事会などを通じて、もちろん伝えていきたいとは考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝具体的にですよね、ちょっと中身を分析したりしてみるとですね、高知県のほうが、もう少し激変緩和措置とかによって、それを何のために使うかっていうことをですね、ちゃんと加入者の保険料、あるいは結果的に保険料につながってきますけれども、子供の均等割の軽減に当てるとか、そういうものに使いなさいよっていうことで当てられているものを、高知県の、よその県とか、いろいろあるわけなんですけれども、高知県の場合にはですね、そういう感じで使っていないというような傾向があるのだろうかというふうに思うところなんですけども。ぜひまだ時間はありますからですね、いろんな分析も、ただ単に事業納付金が決められてきたという、そこだけじゃなくて、いろいろありましたね、いろいろややこしいパーセンテージがありますよね、50%60%であっていうところの、その中での、やり方によっては、市町村の保険料の軽減に使えるという部分があるのではないかなというふうに思いますので。今ちょっと県のほうとも、代表が話をしているところなんですけれども、そういうふうな、市町村の自治体としてもですよ、自治体としても、そういったところの分析も含めて、しっかりと県と情報交換すると言うか、そして分析するっていうふうなことのできる部分があるのではないかなというふうに思いますので、ちょっとそのことは、全容を整備しておきたいと思いますけれども。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝先ほどの御意見を参考にいたしまして、これからの、県との会合のときには、意見を言っていきたいと考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝また、詳細がわかればですね、また、そういうことについても情報としてあげたいなと思いますけれども、ぜひ、今の市町村に渡されました資料を見てですね、ちょっと分析をしていただきたいなというふうに思いますので、ちょっとそ

れを申し上げたいと思います。それとですね、それは県との関係のところを申し上げましたが、それとですね、やっぱり、国保税が本当に高くて、歳入歳出決算書のこの収入未済額、つまり滞納がたくさんあって、国保税を支払いづらい現実があり、そして病院でかかりづらい現実が市民の中にあると、いうのを痛切に資料を見て感じたところなんです、今のそういった状況については、どんなふうに対処しておられますか。滞納者の滞納の金額とかはのっていましたよね。短期保険者証とか資格者証とかそういった内訳ですよ。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝資格者証と短期者証の、現在の数ですけど、ことしの6月1日時点の数ですが、資格証明書を発行したのは、10世帯、短期者証は200世帯となっております。国保税負担の公平を図る観点からの、滞納者との接触の機会を確保して、納付相談と納付指導を行うことで、滞納解消するためには、必要な方法と考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝今、そういう状況の中で、病院に行くことが遅れて手遅れになったというようなことがないようにですね、市民の皆さん方の命を尊重し、病院にかかりやすい状況をやっぱりつくっていかざるを得ないと思いますので、そういった観点からも、税務課とのかかわりも出てくるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。そういった、個別の各家庭の状況によってですね、かからないかんという人にはかかりやすいようにするという、ぜひ耳を傾けてほしいと思います。やむなしに滞納してるとは思いますけれどもね。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝資格証明書、短期者証についても、それをもって病院にかかることはもちろん可能ですので、病気のときはかかっていたきたいと思います。滞納者との接触をして、状況などを詳しく聞いた上で、滞納の解消のために、一緒に考えていかなければならないと思います。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝資格者証をもっていったら病院にかかるとかそういうもんじゃないと思うんですよ。お金がたくさんいるからね。そこですよ。やっぱり、なかなか資格者証をもったら病院に行こうと思えない部分が当然あると思うんですよ。そういった方々に対してですよ、何て言うかね、失望させる、病院もかかれん、失望させるような状況をつくらない、滞納の段階があつてですよ、短期者証があつて、それで資格者証ということになると思うんですよ、大体がね。だから、そういった人々がですよ、みんな喜んで滞納してないと思うんですよ。払えないから、やむを得ずそういう状況になっていると思うので、そういった方々も、やっぱり病院にかかりやすいような状況っていうのを、短期者証の段階からですよ、やっぱり話し合い

を重ねていくというような、そういう姿勢ですね、行政の姿勢ですね、必要ではないかなというふうに思いますので、税務課ともかかわると思いますけれども。お願いしたいと思います。

○佐々木委員長＝豊島委員、答弁求めますか。

○豊島委員＝そうです。最初の答弁がおかしいと思ったから私申し上げましたから。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝資格者証を発行する条件といたしましては、特に病気であるとか特に何か事情があることを認めたがらない世帯に対して資格者証を発行するようにと決まっております。実際、滞納者との折衝をいただいているのは、税務課になりますけれども、税務課と、資格者証の方にも、ぜひ相談をしていただいて、滞納を解消するために、例えば分割納付であるとか、そういう方法で、少しでも納付していただくように、一緒に考えていきたいと思います。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

暫時の間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。1点発言をさせていただきたいので、副委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋（立）副委員長＝暫時の間、委員長にかわりまして、副委員長が進行をいたします。

佐々木さん。

○佐々木委員長＝この平成30年度須崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、お手元にあると思うんですが、この32ページの過去5年間の国民健康保険税収入状況で、この不納欠損額、これ30年度、29年度からはかなり改善されているという数字になってますが、この不納欠損額について、その内容、簡単に説明をしていただければと思います。先ほど、種々、豊島委員のほうからいろいろありましたが、いわゆるその不納欠損額として、数字が明確に出てますので、このところに関して、説明できる限りでお願いします。

○高橋（立）副委員長＝暫時の間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○高橋（立）副委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課長。

○馬場市民課長＝お尋ねの不納欠損の点につきましては、税務課のほうで処理をしておりますので、私のほうでは資料をもち合わせておりません。

○高橋（立）副委員長＝それでは、進行について副委員長より委員長へ再度交代します。

○佐々木委員長＝それでは質問はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第２０号 平成３０年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第２０号平成３０年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○馬場市民課長＝市議案第２０号平成３０年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明します。

決算書の２３９ページでございます。

歳入決算額は３億９，７３１万５，９５２円、歳出決算額は３億７，８４８万８，２３９円となっており、差引残額の１，８８２万７，７１３円は、全額翌年度への繰越としております。なお、この繰越額につきましては、そのほとんどが３月より出納閉鎖の５月末までに徴収した保険料分でありまして、一旦翌年度に繰越をした後、翌年度分から、広域連合へ保険料納付金として支出するものであります。

それでは主要施策の実績報告書により説明させていただきます。

特別会計の２６ページ（５）後期高齢者医療会計でございます。決算額は、３億７，８４８万８，０００円のうち、主な支出として、職員人件費分で、１，０１９万６，０００円、印刷製本費１０万円、郵便料９５万５，０００円でございます。また、高知県後期高齢者医療広域連合への納付金では、基盤安定事業費納付金として、１億１，５５６万２，０００円及び、市が徴収した保険料納付金として、２億

4,982万6,000円でございます。電算事務費負担金は62万3,000円、その他の経費として、電算システム改修委託料、過年度保険料還付金及び還付加算金、口座引き落とし手数料などで、合計112万9,000円でございます。なお、平成30年度末の被保険者は4,492人で、前年度より51人の増となっております。

歳入につきましては、決算書の245ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書で御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料は、年金からの天引きによる特別徴収及び普通徴収分と滞納繰越分を合わせまして、調定額2億5,234万5,249円、収入済額2億5,006万1,687円となっております。徴収率は99.12%で、前年度より0.02%低下となっております。

第2款使用料及び手数料は、督促手数料で、調定額9万2,500円に対し、収入済額6万2,900円でございます。

第3款国庫支出金は66万円で、内容は高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

第4款繰入金是一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で1億2,754万4,140円でございます。

第5款繰越金1,831万2,200円分は、前年度の繰越金で、そのほとんどが保険料分でございます。

第6款諸収入67万5,025円のうち、第1項延滞金加算金及び過料6,400円は、全額保険料の延滞金であります。第2項償還金及び還付加算金39万2,225円は申告等による所得変更などにより、過年度保険料等を還付支出したものが広域連合より償還金として入金されたものです。第3項雑入27万6,400円につきましては、後期高齢者還付未済金でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝この後期高齢者でもですね、滞納している方に対しては、どういう保険証を発行してるのか、現状をお聞きします。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝滞納者につきましては、短期証を交付しておりまして、現在16人の方に短期証を発行しております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第２４号 平成３０年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第２４号平成３０年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です、よろしくお願いします。

市議案第２４号平成３０年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書１０ページ及び別冊決算書３０３ページからでございます。

本議案は、平成３０年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、監査委員の意見書並びに主要施策の実績報告書を添付し、認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の３０３ページをお開きください。歳入決算額は２６億８，２５１万２，０１２円、歳出決算額は２６億７，３５３万１，６６７円となっており、差引残額８９８万３４５円は全額を基金繰入金といたしております。それでは内容につきまして平成３０年度主要施策実績報告書により御説明を申し上げます。

主要施策の実績報告書２８ページでございます。介護保険事業会計をごらんください。平成３０年度末の加入被保険者数は８，４４０人で前年度と比べまして２１人の増加となっており、認定者数は１，４０８人、認定率は１６．７％で、前年度と比較し認定者数は３人の増、認定率は同率となっております。

それでは、表の右側の支出により御説明をいたします。

総務費、７，３８２万１，０００円は、職員の人件費や、認定審査会の経費等でございます。次、保険給付費は２３億７，４１５万２，０００円、前年度比で２，４８３万円の増額となっております。

続きまして、地域支援事業費１億３，４３３万８，７８９円は、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営経費等ございまして、前年度比３，１７７万１，２４０円の増加となっております。

続きまして、基金積立金として2万1,000円、また、諸支出金の9,119万9,000円につきましては、平成29年度の介護給付費負担金等精算に伴う国などへの返還金9,079万6,000円のほか、保険料の還付金等でございます。以上、支出の合計は26億7,353万2,000円で、前年度比9,784万4,000円の増額となっております。

続きまして、表の左側、収入でございます。保険料は、5億1,065万9,000円で前年度より1,060万1,000円増加しております。次に使用料及び手数料6万円は、督促手数料の収入でございます。続きまして、国庫支出金7億1,016万6,000円、支払基金交付金6億7,242万1,000円、県支出金3億9,258万6,000円は、保険給付費及び地域支援事業費にかかるそれぞれの法定負担分等となっております。なお、国庫支出金につきましては、保険者機能強化推進交付金520万円を含んでの金額となっております。次の財産収入2万1,000円は、介護保険財政調整基金の利息収入でございます。続きまして繰入金3億9,614万3,000円は全て一般会計からの繰入金で、内訳は保険給付費及び地域支援事業費にかかる法定負担分3億1,630万7,000円、職員人件費、事務費等の総務費相当分で7,261万3,000円、保険料軽減分722万3,000円となっております。諸収入は保険料還付未済金で45万6,000円となっております。以上、収入の合計は26億8,251万2,000円で、前年度比1,961万円の増額となっております。

なお、収入と支出の差額898万円につきましては、全額を介護保険財政調整基金に繰入をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝私、この介護保険の関係見たときに、保険料が高過ぎて払えていない状況の方が、本当にふえているなと思います。何か胸が痛くなるんですね、高齢になつてね、介護保険料が払えない中で、今回、軽減はされるということについてはね、介護保険料は軽減されるということで、少し救われる思いはいたしますけれども。未収率なんかが、この年度、30年度で言えば、ふえているわけですね。ふえていますということは、やっぱり、払えてない人がどんどんふえているということで、胸が痛くなるわけですが、この部分についてのですね、今、債権管理機構に移管ができるというふうなことに確かなったように思いますけれども、そういったことは実際は須崎市としてはまだやっていないのかどうかというのを聞きをします。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝債権管理機構に関しては、まだ実施しておりません。以上でこ

ざいます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝やっぱり移管をしてもね、そんなに時効の期間の問題等もいろいろあって、そういうふうなことが実際できないんじゃないのかなと私は思うところですが。それとあと1点だけ、歳入歳出決算書の中の328ページ、地域密着型介護予防サービス給付費のところで、不要額が100万円で予算額が100万円ですけれども、これは詳細、中身はどうでしょう。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝要支援2の方は、グループホームに入所ができるんですけども、そのための予算確保をしていました。しかし実際はそういう方がいなかったということで、不要となったものでございます。以上です。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第27号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第27号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○馬場市民課長＝市議案第27号須崎市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の15ページから16ページでございます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、本市の印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、社会において旧姓を使用しながら活動をする女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという、女性活躍推進の観点から、住民票個人番号カード等への旧氏の記載が可能になること

に合わせて、印鑑登録についても旧氏により行うことができるようにし、また印鑑登録証明書に旧氏の記載が可能となったことを加えるものでございます。

まず第5条第1項及び第6条第1項第3号で、住民票に旧氏が記載されている場合には、登録印鑑の条件及び登録原票に旧氏を追加するように改めるとともに、第12条第1項第6号で旧氏による印鑑登録をしているものについて、当該旧氏に変更があった場合に、印鑑登録を抹消する規定を追加し、第14条第1項第1号で住民票に旧氏が記載されている場合は、当該旧氏を併記した印鑑登録証明書を交付するよう改めるものでございます。

また第2条第1項、第5条第2項、第6条第1項第7号及び第14条第1項第5号の改正につきましては、施行令の改正に合わせ、字句の整理を行うものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行することとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これは希望者に対して旧氏というものを記載できますよということじゃないかなと思いますけど、ちょっと仮になんですけれども、一旦結婚しますよね、氏かえますか。次、離婚をします。で、また結婚します、離婚します。こんなになったときに、その希望する氏だけを記載されるようなことになるんでしょうかね。本当は1番最初に結婚して氏をかえたときの、生まれたときの氏というものをわりと結婚してかわるっていうようなことで不利益をこうむるみたいなことをよく言われたりするわけですけども。例えばの話なんですけど、そんな形でですね、何回か氏がかわったっていうのは希望する人の氏だけを記載するということになるんでしょうかね。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝再婚等により氏が変更した場合、記載している旧氏を使い続けるか、直前に使用していた旧氏を使用するかは、選択可能となっております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第30号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第30号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝中山でございます。よろしくお願いいたします。

市議案第30号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の22ページから24ページでございます。

この条例改正につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、これが令和元年5月31日に公布され、合わせまして施行もされましたことに伴いまして、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

この条例改正につきましては、特定地域型保育事業所、この代替保育の提供元を追加するとともに、在園の児童の卒園後の受け皿、受け入れ先としまして、連携施設の要件を緩和するものでありまして、先の6月議会で認可基準を改正させていただきましてと同様に、今回は運営基準につきましても改正させていただくものでございます。

この改正に該当する施設は本市にございませんが、将来的にそういった施設ができた場合に対応できるよう整備するものでございます。なお、この条例におけます地域型保育事業所としましては、小規模保育事業所としまして、あゆみ園がございいますが、こちらは大間保育園との連携がとれておりますので、今回の改正には該当いたしません。

改正によります具体的な緩和措置につきましては、代替保育の提供元としての小規模保育事業及び事業所内保育所業者を追加します。そして卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の義務の緩和措置がございします。そして満3歳以上を受け入れています保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除、これに合わせまして経過措置を5年間延長するものでございます。なお、附則で公布の日から施行することといたします。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について《分割》

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第32号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）についてのうち当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝市議案第32号一般会計9月補正予算のうち、福祉事務所が所管いたします分について、御説明いたします。

別冊補正予算書17ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目障害者自立支援給付費で157万4,000円の補正をしております。

まず補装具給付費につきましては、当初の見込みより需要が多く、今後不足が見込まれるため80万円の補正をするものであります。また令和元年10月施行の消費税増税に伴う、障害者自立支援医療費給付費のシステム改修費で、委託料等として77万4,000円を支出するものでございます。以上でございます。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして健康推進課分について御説明いたします。

同じく別冊補正予算書17ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費150万円の補正につきましては、転居時に市町村間で乳幼児健診情報の引き継ぎができるようにするための、母子保健情報システム改修委託料でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第4目医療対策費36万円の補正につきましては、医療救護所で使用する災害医療資材の保守委託料等の補正でございます。以上でございます。よろしく願います。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝続きまして環境保全課分について御説明いたします。

補正予算書の18ページ、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費負担金補助及び交付金95万9,000円の増額につきましては、高幡東部清掃組合の負担金の更正でございます。

組合への負担金につきましては、前年度におけるごみの搬入割合など、構成団体の前年度における利用実績の割合に応じて、負担金が算出されることといたしておりまして、平成30年度の実績が確定したことに伴いまして、今回負担金を更正するものでございます。

次に第2目塵芥処理費のうち、需用費47万9,000円の増額につきましては、クリーンセンター横浪の消防設備の修繕でございまして、施設内にあります誘導灯機器の取りかえを行うものでございます。

それから工事請負費101万2,000円につきましても、クリーンセンター横浪の主電気室にある受電用真空遮断器の修繕でございまして、経年劣化に伴い修繕を必要とするものでございます。

次に第3目し尿処理費、工事請負費49万5,000円につきましては、大峰に設置しております、し尿中間槽の出入り口の路面が陥没しておりまして、車両の通行に支障が出ていることから、路面の改修工事を行うものでございます。

環境保全課につきましては以上でございます。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝それでは続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして説明いたします。

ちょっとお戻りいただきまして令和元年度補正予算書の17ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費1,886万円の補正についてでございます。

まず児童福祉総務費更正につきましては、この10月から施行されます保育の無償化に伴います例規整備情報提供委託料44万円でございます。

無償化に伴う例規整備につきましては、非常に多くの例規につきまして改正等が必要でございますが、国の法整備のほうが遅れておりまして、スムーズなアドバイスがいただけない状況で、短期間で市の条例や規則等の整備が必要になったため、専門業者から情報をいただき整備するというもので、こういった経過からこの経費につきましては、全額が国の補助金で賄われます。なお必要な規則及び訓令等を10月1日から施行するとともに、条例につきましては保育の無償化開始から1年の猶予があるため、12月議会で提案させていただく予定にしております。

次に大間保育園改修事業費更正1,100万円につきましては、当初予算で雨漏り対策、またクラック補修工事等を予定工事としておりましたが、老朽化に伴いまして、床、内外壁等の痛みが激しくなってきましたことから、この改修工事を合わ

せまして実施するための補正となっております。なお、財源につきましては国庫補助金を2分の1充てることとしております。

次に子ども・子育て支援法によります、施設等利用給付事業費としまして、162万円を計上いたしております。

無償化に伴います認可外保育施設や一時預かり、病後児保育の利用に対する定額の補助としまして、市・県4分の1、国2分の1の負担となっております。

次に保育所副食費補助事業費580万円につきましては、無償化によります対象児童につきましては、保育料は無料となりますが、副食費につきましては対象外となりますことから、保護者の負担とならないよう予算化するものでございます。

次に22ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費62万3,000円についてでございます。先ほどの児童福祉総務費と同様に、子ども・子育て支援法によります施設等利用給付事業費、幼稚園分でございますが、預かり保育としまして27万2,000円、幼稚園副食費補助事業費としまして35万1,000円を計上いたしております。

無償化に伴います事務作業につきましては、10月1日の施行に向けまして鋭意進めているところでございまして、サービスの周知につきましても広報誌やチラシなどにより行っております。

なお、無償化のサービスを受けるために手続の必要なものにつきましては、関係事業所に十分周知をしまして、抜かりのないように対応したいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝11時になりましたが引き続いてやっていいですか。このままで大丈夫ですかね。休憩なしでも。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議がございませんので続行させていただきます。

続きまして学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課分についての説明をいたします。

別冊補正予算書の22ページ、第10款教育費からでございます。第2項小学校費、第1目学校管理費304万7,000円の補正です。

小学校管理費更正として、電気工作物保安管理業務委託料15万7,000円、これは空調導入により、設備容量が増加したことにかかる契約変更の増額。また小学校営繕工事費73万6,000円、これは安和、浦ノ内、上分小学校の浄化槽の修繕費用であります。

学校情報通信環境整備事業費に215万4,000円は須崎小学校のLAN整備事業費でございます。

次に第3項中学校費、第1目学校管理費451万4,000円の補正額でござい

ます。中学校管理費更正といたしまして、中学校の修繕料40万5,000円は、浦ノ内中学校外壁爆裂修繕に29万7,000円、須崎中学校の剣道場の照明修繕に5万8,000円、爆裂修繕に5万円でございます。

電気工作物保安管理業務委託料6万1,000円は、空調導入により設備容量が増加したとことにかかる契約変更の増額でございます。

中学校営繕工事費12万5,000円は、須崎中学校の浄化槽の修繕、管理用備品購入費80万円は上分、浦ノ内中学校のパソコン室のエアコンで、古くて修繕ができないため買い換えが必要になったものでございます。

学校情報通信環境整備事業費312万3,000円は、須崎中学校のLAN整備にかかる事業費です。

続きまして、第2目教育振興費308万8,000円の補正でございます。

中学校教育振興費更正として、外国語対応に伴うタブレットの消耗品として1万5,000円、タブレット費用として18万5,000円を計上しております。

特別支援教育支援員配置事業費288万8,000円は、特別な支援が必要な生徒のために教育支援員1名を配置しようとするものです。以上よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝生涯学習課分について説明させていただきます。

まず補正予算書の16ページでございます。お開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費のうち、中心市街地公共施設整備事業費4,327万円でございます。これは旧須崎保育園空き家改修工事の進捗に伴い、躯体の補強工事や労務単価の調整、また当初発注時に入っていなかったグレーチングなどの屋外工事分などでございます。

次に23ページをお願いいたします。

第10款教育費、第4項社会教育費、第2目公民館費のうち、まず公民館費の更正として60万7,000円を計上しておりますが、このうち31万1,000円は吾桑公民館の建具修繕及び上分公民館の漏水修繕です。また上分の漏水修繕のための調査費として10万6,000円を、須崎公民館の浄化槽放流ポンプの取りかえのため、公民館営繕工事費として19万円を計上しております。

須崎公民館費更正5万6,000円は、広報「すさき」への公民館だよりの配布のための費用でございます。

第5目文化会館運営費更正12万4,000円は、1階トイレの3カ所のフラッシュバルブ交換のための費用でございます。

続きまして24ページの第5項保健体育費、第1目保健体育総務費のうち、保健体育総務費の更正83万6,000円は、学校開放として利用しております、朝ヶ丘中学校のグラウンド夜間照明の修繕費用でございます。

スポーツセンター管理費更正 217万6,000円は、太陽光発電パネルをとり付けておりますが、発電計測装置が故障しておりまして、このために17万6,000円を、そして事務所の空調機の故障により取りかえ工事費として200万円を計上しております。海洋スポーツパーク構想推進事業費更正5万8,000円は、不足見込みの旅費でございます。以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝17ページの子ども・子育て支援課の分で、保育所の副食費の補助事業が計上しておりますが、子ども・子育て支援法による、もち出し分が出たということですが、市のほうで計上してくださってとってもうれしく思います。来年度もやはりその金額が出てくるとと思いますが、国のほうに補助を求めていくようなお考えはございますでしょうか。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝国が無償化っていうのを前面に出しまして、私どもも本当は全体的な無償化という思いをもっていました。その中でやはり給食費は別ですよというお話があったのでですね、まだいわゆる国のほうの動きもまだはつきりせんと思います。例えば本来副食費といったら4,500円ですけど、それに付随する全体の差額が5,180円の金額になるんです。その差額についてはですね、本来国がみるべきところなんですけど、そこについてはいわゆる加算をとります。加算で申請していただいとれたら、いわゆる公定価格に上乗せしますよって話だったんです。それがですね、先日全国の市長会から話がきまして、多分地域からも非常に議論もあったと思います。その分はみますんで、4,500円だけにしますというような通知がきただけですので、正式な国からのものではありませんので。そういう形もありますので、実際にはやはり全体的なものを国がみるべきと私も考えています。それも含めてですね、私がやりますという話ではございませんが、市としてもですね、私もそういうことで、議論を進め、なるべく本当に国が全体的な無償化はするということで、地方に負担をさせるようなことをしないような形にしていきたいと思いますので、お願いしてきたいと思います。以上です。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝須崎市が独自に保育料の軽減対応をしておったわけでした、そういう部分がですね、今回3歳から5歳の保育料が無料になったっていうふうなことで、一定お金が浮くのではないかな。今まで要りよったものが要らんなるんじゃないかな。まあもちろん副食費は要るけれども、みたいなことですよ。おつりがあつたら更に子育て支援にまわせるんじゃないかなと思っているところ、期待しているところですが、どんなぐあいでしょう。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝本来ならですね、保育園の運営というものは公定価格に基づいてですね、公定価格全体として運営されるものでございます。その中で、須崎の場合は、いわゆる２園が公営で、あとの７園につきましては須崎市保育協会に運営いただいています。その中で結局市から、いわゆる運営の形態、例えば職員賃金についてもですね、合わせている。結局その平成１７年の統廃合計画の中からですね、民間にしていくとした計画の中で、給与についてはですね、同等の対応をさせていただいております。実際にこのいわゆる金額もかわってきたといいましてでもですね、実際の運営する額がかわるわけではございません。で、その分で公定価格のほうが逆に不足や、余分がでることとなりましても、その分は結局ですね、全体的な公定価格に加えてうちのほうは、保育協会に補助金を出しますんで、額はかわらないんです。その中での揺り動かしだけですので、今回その公定価格の変更がありましても、結局補助金ということでそこで相殺しておりますんで、結局はかわりはないので。その分をですね、支援にあてるといふ形にはなりません。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝もう１つ、その保育に欠ける子供以外は無償の形にならない部分があったように思ったんですけれども、保育に欠ける子供ですよ、それ以外は無償にならない。例えば保育所の場合にはですね、保育が必要だからということで入所認められると思うんですけど、幼稚園の場合にはですね、必ずしも保育に欠けるというふうなところがない子供さんもいるというようなことっていうのは考えられると思うんですけれども、そういった子供に対しても須崎市の場合には、今、国がこういうふうな制度かえたけれども、全員の、保護者に負担を求めずにやっていくということですよ。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝幼稚園の対応ということですが、幼稚園につきましても幼稚園の対象が３、４、５歳になります。そちらの方も無償化の対象になりますので問題ございません。合わせて今回の補正予算にも計上していますが、副食費につきましても、例えば土佐市、土佐幼稚園ですかね。そちらのほうは給食ございますので、そちらのほうについても従前どおりですね、今までも２子以降は無償化していますので、同様にですね、また無償化の対象として予算計上させていただいております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝１７ページの衛生費と保健衛生総務費の中にですね、母子保健事業費更正の中で、システム改修をするということですが、今までのやり方と何かかわることでしょうか。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝今まで乳幼児の方が転出された場合、転出先の市町村から要望

があった場合に乳幼児検診の記録の紙、ペーパーのほうでお渡しをしておりました。保護者の了解のうえ。今回のシステム改修につきましては、それらを電子化した上で、市町村間でやりとりをする、そういう対応に向けてのシステム改修となっております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝あと1点だけ。生涯学習課長にもお尋ねしますが、中心市街地公共施設整備事業費の補正金額がですね、大きいわけですし。あれをリフォームするときにもですね、本当に大規模なリフォームにもなったわけで、元の形がどこまで残っちゃうが、みたいなことを市民の方からいっぱい聞いたわけなんですけれども。こんな形で補正額も多くなりますけれども、やっぱり新築をしたほうがよかったんやないかとの見方もするんですけれども。そういうことではなくて、やっぱり非常に財政的にはこちらのほうが安価にいくということでしょうか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝この旧須崎保育園の改修費につきましては、合計3億4,000万円ほどかかることになります。住宅・建築課のほうに問い合わせましたところ、面積が1,260平米でこれぐらいの鉄筋コンクリートの建物を建てるとなると、平米当たり50万円ぐらいの費用が必要となるということで、そうしますと6億3,000万円、また解体費等を考えますと7億ぐらいになるということで、約半分ぐらいの費用となっておりますので、非常に改修ということで5カ月かかりますが、適当な金額ではなかったかということでございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝それではないようですので、採決いただきます。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第35号 令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第35号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です。よろしくお願いいたします。

市議案第35号令和元年度須崎市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

議案書30ページ及び別冊補正予算書37ページからでございます。

別冊補正予算書37ページをお願いいたします。

初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度須崎市介護保険特別会計予算の名称を、令和元年度須崎市介護保険特別会計予算に改め、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものとしたしております。

次に今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,017万7,000円としようとするものでございます。

それでは41ページ歳出より御説明いたします。

歳出につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費119万6,000円の補正につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム回収によるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金5,087万8,000円の補正につきましては、平成30年度介護給付費負担金等の精算に伴う国、県、社会保険診療報酬支払い基金への返還金でございます。

続きまして40ページ、これらに充当いたします財源といたしまして、歳入につきましては第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目介護保険事業費補助金に59万8,000円。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金に同じく59万8,000円の補正を計上し、第2項基金繰入金5,087万8,000円の補正につきましては、全額、介護保険財政調整基金からの繰入でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願 第 1 号 教職員の長時間過密労働解消のため、1 年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願

○佐々木委員長＝続きまして、請願の審議に入ります。

既にお手元に請願文書表等をお配りしておりますので、請願書の朗読は省略をいたします。

請願第 1 号教職員の長時間過密労働解消のため、1 年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める請願を議題といたします。

皆さんの御意見をお伺いいたします。

なお、不採択等の御意見がある場合は、必ずその意思表示と理由を述べていただきたいと思います。

高橋（立）さん。

○高橋（立）委員＝ここに書かれているとおり、結局はやはり児童生徒に最終的に大変なしわ寄せとか、無理を強いるような状況にもなってくるということから考えますと、この請願に関しては、私は妥当な内容だと思いますので、採択すべきだと考えております。

○佐々木委員長＝今、高橋（立）委員から採択の意思表示、御意見が出されました。ほかにございませんか。

柿谷さん。

○柿谷委員＝日本は先進国の中で教育費が最低です。そういうことがあって教職員もふやすことができないという現状があるんだと思います。ヨーロッパなどを視察しましたときに、各クラスが 30 名、20 名から 30 名の少人数で教育がなされています。当然そういうふうにいたしますと、教職員の人数が必要になってまいります。実際に今の日本の学校教育の現状を見てみますと、大変多くの人数で、少ない教職員で、もう先生方は本当に病気になる、体も心も病んでしまうっていうのは、当然の現状だと思います。この長時間過密労働解消ということは、もう当たり前に必要なことだと思いますので、採択すべきだと思います。

○佐々木委員長＝今、柿谷委員からも採択との意思表示がありました。

ほかにございませんか。

それでは私も意見を述べさせていただきたいと思いますので、高橋（立）副委員長に委員長の職務を交代させていただきたいと思います。

○高橋（立）副委員長＝暫時の間、副委員長により進行を努めさせていただきます。佐々木さん。

○佐々木委員長＝私は不採択の観点から意見を述べさせていただきたいと思います。文面のうち、中ほどまでの現状認識の表現は、まさにそのとおりであるというふう

に考えます。その後の改善の対策について、本年1月25日から云々の、中央教育審議会の取り組みや、働き方改革における総合的な方策の答申等、また文科省の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、こういった現状の取り組みについて述べた上で、やはり定数の大幅増が抜本的改善であるというふうに述べておりますが、私はこれで今の課題が全て解決するとは到底思われません。

その次の段では一応1日8時間労働の原則を維持し、長時間労働制の導入が提案されているということで、こういった現状の取り組みについても文科大臣も教師の業務や勤務は縮減するわけではないと述べておりますように、現状の厳しい財政状況の中で、どのように過密な教職員の勤務態勢を改善していくか、これはいわゆる働き方改革で、現在教育界だけではなく全産業が取り組んでいるところでございますが、その中でやはり今、国が1つの方向を示す中で各県、各地域で取り組みが具体的に始まっております。例えば今回改訂学習指導要領が本格的に実施されて、ALT、小学校の英語教育やプログラミング教育の導入などによる取り組みについても、教職員の負担増になっているというふうに心配をされておりますが、過日須崎市でもモデル的に取り組んでいる授業も視察させていただきましたが、教職員等の自発的な取り組みも始まっておりますし、働き方改革によるその教職員のそれぞれの取り組みも始まっておりますし、やはり業務の内容そのものもしっかりと改善していくという観点で、やはり定数増が抜本的解決にはつながらない。この要望の1ですが、この定数増で全てを解決できるという、ここのところは決してそうではないと。そして2番の義務教育、義務及び標準法に基づく教職員定数改善計画、ここも段々に改善がされてですね、具体的に発達障害の皆さんとか、加配であるとか、そういった具体的取り組みも行われておりますので、こういったことまで否定してしまうことはいかなるものであるか。また3番目、こういった変形労働時間制導入が、抜本的改善につながらないにせよですね、そういう法整備も行われていっておりますので、働き方改革でまあ確かに定数増は一定の選択肢ではあるとは認識しますが、そのことが抜本的解決につながることは決してない、そういった観点から、私は不採択の意見を述べさせていただきたいと思います。以上です。

○高橋（立）副委員長＝不採択という意見がございました。

それでは再び委員長に進行を戻します。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝例えば請願趣旨と、下が請願項目になっていきますけれども、例えば請願趣旨のところの文言がね、ちょっと違うなみたいなものがあればですよ、かえるっていう方法もないわけではないというふうに思いますし、それからその下の請願項目についても、文言を少しかえるというふうなことは、請願者の、ああ、ちょっとここはいかんかな。そういうようなことなんかも議論できるんじゃないかなと思いますけれども。やっぱりその今にも教職員の多忙化とか、その先生が要するにい

ないわけですね。なってくれる人がいないわけで、先生のいない教室も存在しているというふうなときにですね、あらゆる角度からそういった状況の改善に向けて、それなりの意見を地方議会からあげていくというふうなことについては、非常に重要なことではないかなというふうに思います。それで結果的に言うのですよね、下に書いてあるようなこの3の項目によってですよ、基本的に少しは前進をするというふうなことでありますから、これらはそんなに否定する必要はないというふうに思うところなんですけれども。今の子供たちの現状、あるいは教職員の状況、長年言われてきているじゃないですか。教職員の多忙化の問題。佐々木委員長だってね、そういう問題も一般質問等々でもやっぱり、そういう現実、触れられたのではないかなというふうに思いますけれども。そういうことをやっぱり改善するためにですね、私たちがどうやって意見をあげていくかというふうな観点からですね、この請願を考える必要があるのではないかなというふうに思いますけどね。今の国の、今のやり方では、本当に先生になり手もおらん、みたいな状況にはならないでしょうかね。それと、今の先生たちがどんどんどんどん早期に退職して、もったいないですね。定年待たずに退職したりしている現実もあるわけですから。そういう観点からお互い考えていこうではありませんか。

○佐々木委員長＝今、豊島委員から非常に大事な観点からの御意見も出されましたが、ほかにございませんか。

暫時の間、休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時44分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんからの御意見も立場もしっかり述べていただきましたので、もう最終的にはもう採択か不採択かという観点で採決をとりたいと思いますが、そういうことで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝それでは請願第1号を挙手により採決をいたします。

本請願を採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝全員挙手でございます。

よって、本請願は採択すべきものと決しました。

なお、この意見書議案の提出については、私の立場先ほど述べさせていただきましたので、副委員長が提出者として、委員が賛成者となって提出すること、及び、意見書案は副委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よってそのようにさせていただきます。

以上で請願の審査は終了いたしました。

そのほかのことについて、何か皆様から御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、以上で、当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝なければ以上で教育民生委員会を散会いたします。

なお、意見書議案の提出に際して賛成者の皆さんの署名が必要でございますので、退室される前に署名をお願いいたします。

~~~~~

○午前11時46分 閉会